

財団法人ふくしま市町村建設支援機構事務委任規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、理事長の権限に属する事務の委任について定めるものとする。

(委任の留保)

第2条 理事長は、特に必要があると認めるときは、この規程により委任する事務を自ら行うことができる。

(試験審査所長への委任)

第3条 次に掲げる事務は、試験審査所長に委任する。

- 一 建設工事試験の申請受理に関すること。
- 二 建設工事試験の成績証明書の発行に関すること。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日議決）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。